

健康保険証はマイナ保険証へ

健康保険証は、いつまで使えるの？

令和6年12月1日時点でお手元にある健康保険証は、**令和7年7月31日**までご使用いただけます。ただし、以下に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

- ・令和6年12月2日以降に70歳になる方は、誕生月の末日まで(1日生まれの方は前月の末日まで)
- ・令和6年12月2日以降に75歳になる方は、誕生日の前日まで



転職・転居（引越し）などで健康保険が変わる場合は、健康保険証廃止されても、従来どおり市役所健康課において、武雄市国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。

協会けんぽ（社会保険）、国保組合、共済組合などの健康保険に加入している方は、持っている健康保険の保険者（職場の担当者）にお問合せください。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人はどうなるの？

マイナンバーカードを持っていない（作っていない）方や、マイナンバーカードを持っているが健康保険証の利用登録をしていない方については、令和6年12月2日以降、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に『**資格確認書**』を交付します。**申請は不要**です。

後期高齢者医療制度に加入している方には、マイナ保険証の有無に関わらず、令和7年7月31日までは『**資格確認書**』を交付します。

これまでの健康保険証と同じように、『**資格確認書**』を医療機関等に提示することで受診できます。

マイナ保険証を使ってみよう！

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認

「顔認証」または「数字4桁の暗証番号」を入力してください。

3 同意の確認

診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

※操作方法や画面の内容は、医療機関等に設置されているカードリーダー端末の機種により異なる場合があります。

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降、新規発行・再発行ができなくなり、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード『**マイナ保険証**』を基本とする仕組みに移行されます。

※令和6年10月1日現在の情報です。

医療機関を受診する際には、何が必要なの？

『**マイナ保険証**』または『**資格確認書**』で受診できます。

健康保険証の有効期限が切れた後、または令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に下記の①～③のいずれか該当する方は、フローチャートで医療機関受診時に何が必要か確認しましょう！



- ①新たに資格取得（退職、転入、70歳・75歳年齢到達など）となる方
- ②健康保険証の紛失などにより、再交付が必要となる方
- ③健康保険証の記載事項（住所・負担割合など）が変更となる方

フローチャート

